

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

2025年 6 月27日

株主の皆様へ

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役社長執行役員 谷脇 康彦

当社は、2025年 6 月26日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、会社法第201条第3項及び同条第4項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 処分の概要

(1)	払 込 期 日	2025年 7 月16日
(2)	処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 32,535株
(3)	割 当 方 法	特定譲渡制限付株式の割当による
(4)	処 分 価 額	1 株につき金2,777.5円
(5)	処 分 総 額	90,365,970円
(6)	出資の目的とする財産の内容及び価額	2025年 6 月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、下記（7）記載の当社の取締役及び執行役員に付与される当社に対する金銭報酬債権金68,732,020円並びに当社子会社より同社の取締役及び執行役員に付与され、当社と同社の間の債務引受契約に基づき当社が引き受ける当社に対する金銭報酬債権金21,633,950円を出資の目的とする（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,777.5円）
(7)	処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（業務執行取締役に限る） 6名 13,093株 当社の執行役員 21名 11,653株 当社子会社の取締役（非常勤取締役、社外取締役及び非居住者を除く）6名 5,162株 当社子会社の執行役員 5名 2,627株
(8)	そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

以上